

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 MAY (Vol.84)

CONTENTS

海外拠点ニュース 訪中時に役立つモバイル決済サービスの利用方法.....	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース 第84回 海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
【タイ法令最新情報】.....	8
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
インドネシアの固定資産：電化製品事情の考察と減価償却.....	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
物流に関するサービス税の取り扱い.....	11
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
不動産関連の政策緩和と 香港の税制.....	13
香港マイツビジネスコンサルティング	
現地法人の2023年期中間業務、決算承認プロセス、及び進行期に影響する改正 会社法上の変更点.....	15
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539

香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

訪中時に役立つモバイル決済サービスの 利用方法

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

中国ではキャッシュレス化が急速に進んでおり、街中で現金を使う機会はほぼありません。仮に現金が使える場合でもお釣りの用意が無いことがしばしばであり、訪中外国人が支払いに困るケースが相次いでいます。

このような状況を受けて、中国政府は今春、主要な観光地や宿泊施設に対し、現金や海外で発行されたクレジットカードでの支払いを受け付けるよう異例の指示を出しました。

今年4月15日からは、上海市の地下鉄各駅のサービス窓口にポータブル型クレジットカード決済端末が備え付けられ、中国国外のクレジットカードを持つ乗客でも乗車切符を購入できるようになりました（対象となる海外クレジットカードはVISA、JCB、MasterCard、DiscoverCard、DinersCard）。

中国当局は外国からの観光客誘致のため、各種施策を導入しようとしています。しかしながら、中国を訪れる外国人旅行者の割合が低いことから、中国の旅行業界関係者は「大半の事業者にとって、外国人対応の強化は手間とコストがかかるだけでメリットが少ない」と指摘しているのが現実であり、外国人旅行者にとっての利便性向上が今後ますます進んでいくのかは不透明な状況です。

上記を鑑みると、中国を訪れる際には、「支付宝（Alipay／アリペイ）」や「微信支付（WeChatPay／ウィーチャットペイ）」といった中国独自のモバイル決済サービスを利用できるようにしておくのが良策と言えます。

そこで今回は、中国の2大モバイル決済サービス「支付宝（Alipay）」と「微信支付（WeChatPay）」

への、海外クレジットカードの紐づけ方法についてご紹介します。

上記の決済サービスのうち、いずれかでも利用できるようにしておくと、中国でのモバイル決済にはほとんど困ることはありません。

1. 「支付宝（Alipay）」

（1）クレジットカードの登録方法

支付宝（Alipay）は、VISA、JCB、MasterCard、Discover、Diners Club の利用が可能です。

①アプリストアからアプリをダウンロード。



②支付宝（Alipay）アプリを起動し、自身の電話番号を入力して登録またはログイン。

③アプリ内右下の「我的」をタップし、その後「銀行卡」→右上「+」の順に進む。



④「添加銀行卡」の画面にて、紐づけしたいクレジットカード番号、有効期限、カード裏面のセ

セキュリティコードを入力し、「添加」をタップし登録完了。



(2) モバイル決済方法

決済方法は大きく 2 種類です。

①お店の QR コードをスキャンする

アプリ画面の上部にある「扫一扫」をタップし、店頭で設置してある QR コードをスキャン。支払金額を入力し決済完了。



②QR コードを店員に見せてスキャンしてもらう

アプリ画面上部にある「付钱/收钱」をタップし、画面に表示された QR コードを店員に提示し、スキャンしてもらうことで決済完了。



2. 「微信支付 (WeChatPay)」

(1) クレジットカードの登録方法

微信 (WeChatPay) は、VISA、JCB、MasterCard、American Express、Discover、Diners Club の利用が可能です。

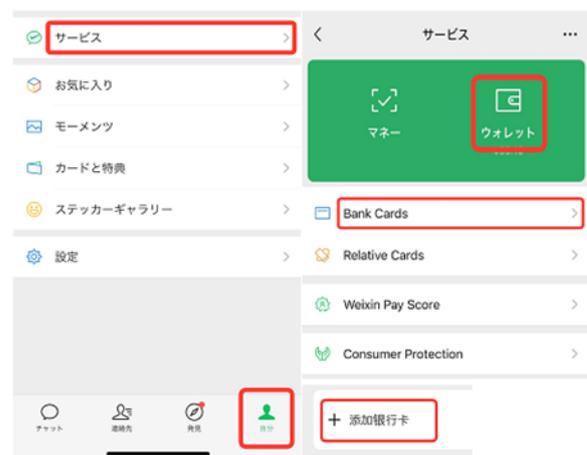
①アプリストアからアプリをダウンロード。



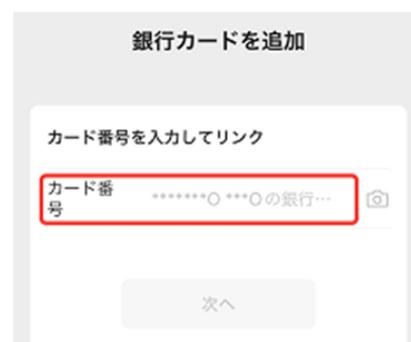
②微信 (WeChat) アプリを起動し、自身の電話番号を入力して登録またはログイン。

③ログイン後、アプリ画面右下「我」をタップし、その後「設置」→「通用」→「多語言」と進めることで、アプリ上の言語を日本語へ変更可。

④アプリ内の右下「自分」をタップし、その後「サービス」→「ウォレット」→「Bank Cards」の順に進む。



⑤「+添加銀行卡」の画面にて紐づけたいクレジットカード番号を入力し、「次へ」をタップ。



⑥有効期限、カード裏面のセキュリティコードを入力し登録完了。

(2) モバイル決済方法

決済方法は大きく2種類です。

①お店のQRコードをスキャンする

アプリ画面左下にある「チャット」をタップ。
画面右上に表示される「+」の選択肢の中から
「スキャン」を選択し、店頭に設置してあるQR
コードをスキャン。支払金額を入力し決済完了。



②QRコードを店員に見せてスキャンしてもらう

アプリ画面左下にある「チャット」をタップ。
画面右上に表示される「+」の選択肢の中から
「マネー」を選択。画面に表示されたQRコード
を店員に提示し、スキャンしてもらうことで決
済完了。

3. さいごに

クレジットカードの登録（アプリへの反映）には時間がかかる場合もあります。アプリのダウンロード、クレジットカードの紐づけ登録は、渡航前、お早めにお済ませされることをお勧めいたします。

また、海外クレジットカードのみを紐づけされている場合、ご利用額が一定金額（※）を超える場合には、パスポート写真等、本人確認情報の提出を求められる場合がございます。

取扱方法等につきましては、事前の通知無く変更される場合もありますので、渡航前には最新の情報をご確認いただきますようお願いいたします。

以上

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade
Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai,
China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989

Email : cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第 84 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ、カンボジア、シンガポールの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

~タイ~

■ TFRS for NPAEs (非公開会社用タイ会計基準)改正案について

今回改正された項目は第 10 章「有形固定資産」に関して、売却目的で保有する非流動資産に適用する具体的方法が TFAC から公開されています。

売却目的保有に分類された非流動資産は、1) 帳簿価額と、2) 売却見込額から売却に要する費用の合理的な見積額を控除した額 のいずれか低い額で測定し、その減少額を当期の損益として認識する (10. 40. 1 項)。

2) の売却見込額から合理的な売却費用の見積額を控除した額の増加による利益は、認識された累積損失を超えない範囲で、損益として認識することができる (10. 40. 2 項)。

売却目的で保有する非流動資産は減価償却を行わない (10. 40. 3 項)。

売却した場合、売却損益を当期の損益として認識しなければならない (10. 40. 4 項)。

売却目的保有に分類された非流動資産は、第 4 章「財務諸表の表示」4. 8 項 (10. 40. 5 項) に従い、財政状態計算書の表面上、流動資産又は非流動資産として区分表示しなければならない。

その他

今回の改正は、旧 TFRS for NPAEs 施行以降さまざまな要因により複雑化したビジネスモデルや事業環境を網羅するべく、会計基準の追加、改正により会計基準の網羅性を確保することが主たる目的となっています。

本改正により、上記の会計基準が追加されるとともに、財務諸表表示における包括利益、連結財務諸表、デリバティブ会計、および機能通貨がいずれも任意適用事項として新たに会計基準に盛り込まれることとなりました。また、収益認識の基準において、カスタマー・ロイヤリティー・プログラムおよび本人・代理人の概念が追加されたことも、今回の主要な改正部分となります。

~カンボジア~

■カンボジアの集団解雇について

会社の経営状況により余儀なくされた場合の集団解雇について、カンボジアでは、労働法第 95 条に規定されています。

無期雇用契約、有期雇用契約を問わず、集団解雇をする際の留意点は以下になります。

- ・ 社内における労働者の資格、年功、家庭負担を考慮した上で解雇の順序を定める。
- ・ 雇用者は、労働者代表に対して事前に書面通知を行わなければならない。
- ・ 解雇される労働者は、最も技能が低い労働者、次に最も年功が短い労働者が解雇されるものとする。
- ・ 解雇される労働者の上記年功に伴い、「婚姻している婚姻している場合は 1 年加算」、「子供の扶養人数に応じて 1 年加算」される。
- ・ 解雇された労働者は、2 年間、同じ企業、同じ地位で優先的に再雇用される権利を有する。

※「雇用主は、労働代表者に対して、事前に書面通知を行わなければならない」

→あくまで集団雇用の場合であるため、個々の労働者を解雇する際は、毎度労働代表者に事前通知をする訳ではありません。(この場合、個々人への事前通知を行うこととなります。)

※「解雇される労働者の上記年功に対して、「婚姻している場合は1年加算」と「子供の扶養人数に応じて1年加算」される」

→若い労働者、技能の低い労働者であっても、算出した「年功」の結果を基に解雇していくことが好ましいとされています。

例) 半年しか働いていない労働者（男性）で、奥さんと子供が2人いる場合

年功=0.5年+1年（奥さん）+2年（子供2人）
=3.5年

つまり、2年働いており、扶養家族0の労働者には加算がないため、上記老車よりも「年功」という観点では、解雇される順位が高くなってしまふと考えられます。

～シンガポール～

■ EPの発行を受けていても国外に住むのはOKなのか？

シンガポール法人から、EP（Employment Pass）を受けており、形式上シンガポール法人の一員となっているが、出張やその他の事情で、1年のうちの大半をシンガポール国外で過ごす必要がある、というケースがしばしば見受けられます。

シンガポール政府は、EP保持者の1年間の滞在日数の要件等は特に設けておらず、EPを持ちながら国外で長期間過ごすこと自体には大きな問題はありません。

但し、下記のような注意事項を守らなければEP剥奪や発行主体法人に対してペナルティが課されてしまう可能性があるため、注意が必要です。

1. 個人所得税はシンガポールで納める

原則は、税法上のシンガポール居住者と見なされるためには、一年のうち半分以上（183日以上）、滞在していることが要件となります。

但しEPや、その他の就労パスの保持者はこの基準は適用されず、税法上の居住者と見なされ、シンガポールでの所得申告が要求されます。

よく考えてみれば当然のことではありますが、元々シンガポール法人での就労のためにビザの発給を受けたのに、税金はシンガポールで納めない、といったことは許されず、物理的にシンガポールにいる期間が、例え一年のうち数日であったとしても、例外なくシンガポールで税金を納める必要があります。

2. シンガポール法人からの給与の支払い

EPを取得を受けているが、何らかしらの事情でシンガポール国外に体を置き、他国グループ会社からも給与を受け取ることもあるかと思えます。グループ会社の中で、シンガポール法人だけでなく、他国の他法人にも同時に籍を置くこと自体は、シンガポールでコンプライアンス違反となることはありません。

但し、シンガポールでのEPを取得した際、設定した給与（もしくはそれを超える額）は、必ずシンガポール法人から支払う必要があります。考え方としては1の税務と同じで、シンガポール法人から就労パスの発行を受けているにもかかわらず、給与の支払いを行わない、ということは許されなためです。

こちらは、毎月給与が支払われているかどうか政府がモニターをしているわけではありませんが、もし給与の未払いが発覚すれば、該当法人のEPの新規発給が数年間停止されるという処分を受けてしまう可能性があるため、給与の支払いは必ず行うようにしましょう。（毎月、該当月の給与は翌月の7日までに支払いを行う必要があります。）

3. 書類を受け取ることができる住所の確保

シンガポールでの住所の登録が義務付けられています。EPの発給を受けている限り、当然形式的にはシンガポールに住んでいるということになる

ため、政府当局や銀行などから、重要な書類が届くことがあります。虚偽の住所の登録などを行うと、発覚した場合重大なペナルティを課されることになるため、必ず、郵便物の受取等を代理で行ってもらえるような住所サービスプライダーの利用や、もしくは友人や同僚等に、登録用の住所を借りるなどして、対応する必要があります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【タイ法令最新情報】

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回はAsia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

1. 仮想通貨及びデジタル資産の付加価値税7%の免税措置の期間延長について

2022年4月から2023年12月まで有効だった仮想通貨及びデジタル資産の付加価値税7%の免税措置の期間を延長しました。

(有効期間 2024年1月1日～)

なお、2024年2月6日に閣議で承認されましたが、まだ官報に公示されておりません。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
[Tax-EZ](#)

2. ホテル業の最低賃金改定について

主要な観光地10都県の1部地区のホテル業を対象とする最低賃金案が、2024年4月2日の閣議で承認されました。改定後の賃金は4月13日から適用となります。概要は以下通りです。(まだ官報に公示されておりません。)

最低賃金 (改定後)

- 400 バーツ (日額)

対象ホテル

- ホテル法に定めるホテル
- 観光スポーツ省の定める4つ星以上
- 従業員50人以上

対象地域

対象地域	現行最低賃金	増加額
バンコク都パトゥムワン区、ワタナー区	363	37
チョンブリ県パタヤ市	361	39
ラヨン県ペー郡	361	39
チェンマイ県チェンマイ市	350	50
プラチュアップキリカン県ホアヒン市	345	55
クラビー県アーオナーン町	347	53
プーケット県	370	30
パンガー県クックカック町	345	55
ソンクラー県ハジャイ市	345	55
スラタニ県コサムイ市	345	55

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
[Tax-EZ](#)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partnerは2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

インドネシアの固定資産:電化製品事情の 考察と減価償却

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

本稿ではインドネシアの電化製品事情と、そのような備品にまつわる減価償却の取り扱いについてご紹介いたします。実際に海外に住んでいると、同じアジア圏内でも日本と同じことを探す方が難しいくらい、毎日文化や生活の違いに直面します。実際に私がインドネシアで生活をしていて感じた電化製品に関する違和感を本稿では紹介するとともに、会計ならびに税務上の電化製品にまつわる減価償却について触れたいと思います。

炊飯器

日本人とは切っても切り離せない“米”。そしてその米を食べるために必要なのが炊飯器であり、日本の家庭に一台はあるというのはごく自然なことかと思えます。インドネシアも同じく列記とした米文化であり、“米”と“麵”が主食のほとんどを占めています。同じく家庭に炊飯器があるというのは至極当然みたいなのですが、私が今までの日本での生活の中で見てきた炊飯器とは少し違ったものでした。私がインドネシアに渡ってからちょうど1年半が経ち、今まで食事は全て外食かデリバリーで済ませていました。これもインドネシアでは選ぶものによって、日本より比較的安価に抑えられるからできたことでもありました。そんな中、ふとしたきっかけで久しぶりに日本のお米で作ったおにぎりを食べる機会がありました。徐々に食べる炊飯器で炊いた日本のお米は、外食のそれとはまるで違い、自分で米を炊くことを考えるきっかけになりました。

Old school

そんな些細なきっかけで、今まで全く気にも留めていなかった炊飯器を気にするようになりました。実際

にインドネシアの家電量販店に行く前に少し下調べをしていた際から薄々感じてはいましたが、実際に店舗で炊飯器を目にしたときの私の脳内は“昭和の炊飯器?”でした。Googleで「昭和 炊飯器」と検索すると出てくるようなものが、インドネシアの店舗には当たり前のように並んでいました。ジャカルタの中心にある整備された家電量販店で、横に並ぶ冷蔵庫や洗濯機などは、見た目だけでは日本のそれと変わらないような品揃えになっています。炊飯器だけがオールドスクールな見た目と機能で、明らかに日本人の目には違和感に映るものでした。

“違い”により発生する“違い”

米文化のインドネシアにおいて、他の家電と比べてなぜ炊飯器にそのようなことが生じるのかとかなり疑問に思いましたが、私は日本の炊飯器の圧倒的な性能と、電圧の違いに原因があると考えました。第一に、炊飯器というのは他の家電に比べそれほどメジャーなものではありません。食文化に依存するこの家電は、どう考えても欧米文化の中では日常的なものではないはずです。であれば欧米の家電メーカーがそれを量産するとは考えられません。日本は昔ながらに高い技術で電化製品を開発しており、なお米文化であることから、日本製炊飯器の性能が圧倒的だと言えるわけです。次に電圧の違いですが、日本とインドネシアでは電圧が異なり、コンセントの形状も異なります。つまり、日本で販売しているものをそのままインドネシアで販売することが不可能なわけです。上述したように海外市場ではそこまでメジャーではないものを海外仕様が量産することは考えられないので、日本に比べると極めて流通量が少なくなると考えられます。

炊飯器の他に私が日本との違いを感じたのは給湯器です。炊飯器と同じく日本の家庭には給湯器が備え付けられており、水道や風呂でお湯を使えるというのは当たり前な話ですが、インドネシアの一般家庭では給湯器が付いておらず、お湯を使わないという家庭がまだまだ多いように感じます。インドネシアには冬がな



く年中暑いことと、平均所得が低いことが理由として考えられます。

会計と家電の関連性

これらの家電は会計上、オフィス用設備として固定資産に計上されることがあります。生活用品として扱われ、事業にはあまり関係のないようなこれらの家電も、企業が購入した場合は、会社の費用もしくは資産として計上されるわけです。

インドネシアでの固定資産認識のルール

日本とインドネシアの固定資産の計上に関して明らかな違いが一つあります。それは金額に左右されるかという点です。原則として1年以上使用するものという概念に大きな違いはありません。日本ではそれに加え原則10万円以上で購入したものを固定資産として認識できます。しかし、インドネシアにはこの金額の原則というものが存在せず、1年以上使用するものであれば無条件に固定資産として認識することが可能です。日本円で約5万円以上が認識可能などという話もありますが、実際にそのようなルールは存在せず、会社毎に費用及び資産での認識が委ねられています。

日本でもある話ですが、インドネシアにおいてもキッチンが備え付けのオフィスというのはそこまで珍しい話でもありません。そうなれば上述した炊飯器や給湯器を会社負担で購入する可能性もあるわけです。金額の制限はありませんが、インドネシアでは固定資産は下記のように4つに分類されます。

(非建物類)

- 第1分類 耐用年数4年 定額法25% 定率法50%
- 第2分類 耐用年数8年 定額法12.5% 定率法25%
- 第3分類 耐用年数16年 定額法6.25% 定率法12.5%
- 第4分類 耐用年数20年 定額法5% 定率法10%

詳しい説明は省きますが、炊飯器などのような小規のオフィス設備などは、耐用年数が4年の第1分類に分

類されることが一般的です。

税務上取扱注意

これらの分類に関しても、資産計上するのと同じく、会計上はそれぞれの企業に判断が委ねられますが、税務上はその判断が監査によって認められない場合があります。この場合実際に支払っている金額は同じですが、一括で費用認識するのか、何年で償却するのかなどは会計上と税務上で差が発生することとなります。そうすると税務上の将来一時差異が発生することとなり、財務報告書が少し複雑になってしまいます。よりクリアな財務諸表を作成するためにも、このような固定資産に関するルールも頭に入れておくことは重要だと言えます。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

物流に関するサービス税の取り扱い

Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- サービス税/物流の取り扱いがまた変わる
- 広範に B2B 免税が適用

<サービス税>

N子：加藤さん、また物流に関するサービス税の取り扱いが変わったらしいですね。

加藤：そうなんです。本当に早く確定して欲しいですよ。二転三転してますから。。

N子：そうですね。しかも、変更内容が難しいというか、分かり難いですね。結論的に言うと、読者の皆さんにはメリットが大きいと言えるんですか？

加藤：もちろんです。極めてメリットが大きいと言えます。

N子：漠然と免税範囲が広がったという認識なんです。

加藤：その通りですね。一言で言うと、免税範囲が広がったという事です。

N子：いわゆる B2B 免税というものの範囲が大幅に広がったんですね。

加藤：そういう事です。サービス税法は、課税事業者及び課税サービスを幾つかにグループ分けして、課税対象を列挙してるんです。例えば、グループ A はアコモデーション、B は飲食、G は我々の様な会計士や弁護士等のプロフェッショナルという風に。

N子：なるほど。

加藤：B2B 免税というのは、同じグループの、同じカテゴリーに入っていないと取れないんです。例えば、先程の例で言うと、会計士も弁護士も、同じグループ G ののかなのですが、そのグループ G の中に更に詳細な 1 2 のカテゴリーがあり、その詳細なカテゴリーが同じでないと B2B 免税は取れません。

N子：なるほど。つまり、会計士さんと弁護士さんとの間では B2B 免税は取れないという事ですね。

加藤：その通りです。元々、物流については 4 つのカテゴリーがありました。

- a) 物流マネジメント、倉庫・倉庫マネジメント、フレートフォワーディング、港湾・空港サービス、海上輸送、航空輸送、コールドチェーン
- b) 物品のデリバリー、ディストリビューション、トランスポート
- c) e コマースプラットフォームを利用したデリバリー、ディストリビューション、トランスポート
- d) エージェント

加藤：これを見て頂くと、もともと a と b が別カテゴリーであったため、制度として B2B 免税はあったものの、使い勝手が非常に悪かったんです。

N子：はい。

加藤：今回、この a と b が同じカテゴリーに集約されたことから、B2B 免税が幅広く取れることになりました。

N子：なるほど。

加藤：B2B 免税に関しては、前回詳細にお伝えしましたが、再度概要を申しますと、同業者間で下請けを利用した際にサービス税を免除するというスキームで、二重課税の排除を目的とするものです。例えば、元請のサービス提供者 A とサービス利用者 B が RM 1 0 0 で契約したとします。B は A に RM 8 のサービス税を支払う事になりますね。ところが、A は下請け業者 C を利用し、C に RM 4 0 払ったとします。この際、C が A にサービス税（例えば RM 3. 2）をチャージすると、合計で RM 1 1. 2 のサービス税が発生することになりますが、もともと利用者に提供されたサービスは下請け分もまとめて 1 つのサービスなので、本来国が取るべき税金は RM 8 のみでなければなりません。逆に、例えば下請けが更に孫請けを使い、さらにその下もあるという状況を想定した場合、顧客とサービス提供者群との



間の元々の取引は1つであるにもかかわらず、サービス税は無限に膨らみます、それを防止するのがB2B免税です。

N子：なるほど。

加藤：このように、B2B免税は、あくまでも同業者間によるサービス提供について適用されるもの（典型的には外注で下請けを使った場合）ですから、物流に関するB2B免税は物流会社間のやり取りについてのみ適用されます。

N子：はい。

加藤：この点、結構、勘違いされている方が多く、例えば「うちの会社は自動車部品を製造しており、それを自動車メーカーに納めています。自動車部品と自動車は同じ自動車産業内なので、うちの出荷に関する物流費にサービス税はかかりませんか？」という問い合わせを受けるのですが、これは全くの勘違いであり、当然サービス税はかかりますので、是非ご注意ください。

N子：良く分かりました

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

不動産関連の政策緩和と 香港の税制

香港マイツビジネスコンサルティング

2月28日、香港政府は2024/2025年度の財政予算案を発表しました。その中でも特に人々の関心が高かった項目のひとつが、住宅取引における印紙税の即時撤廃です。印紙税とは、香港内で不動産売買の際に課税されるもので三種類あります。

1. 「購入者印紙税（買主印紙税、BSD）」

非香港永久居民（香港の永住権を持っていない外国人、本土の中国人など）が個人や法人の名義で住宅を購入する際に課税される印紙税15%です。

2. 「新住宅印紙税（従価印紙税、AVD）」

非香港永久居民による住宅の購入には「購入者印紙税」が課せられ税率15%です。香港永久居民が2軒目以上の住宅を購入する場合や1件の売買契約で複数の住宅を購入しても15%課税されます。

3. 「特別印紙税（SSD）」

不動産購入から2年以内の売却時に課せられます。住宅の短期転売を抑制するため購入から6か月以内に物件を転売した場合は転売価格の20%、6か月～1年以内は15%、1年～2年以内は10%が課せられます。

この3つにより、今までは下記のように印紙税がかかっていました。

- ・住宅購入の場合で永住居民の場合は「新住宅印紙税（従価印紙税、AVD）」
- ・住宅購入の場合で非永住居民の場合は「購入者印紙税（買主印紙税、BSD）」と「新住宅印紙税（従価印紙税、AVD）」
- ・住宅売却の場合で、購入から2年以内に売却するには「特別印紙税（SSD）」

今回それらが即時撤廃されました。3つの印紙税は2010年から続く不動産高騰を背景に導入されたものです。香港の不動産価格は2019年頃から高止まりでコロナ禍の2021年をピークに、住宅ローンの金利上昇、人材流出などにより急落し、現在の住宅市場はピーク時から比べ20%ほど落ち込んで低迷しています。そのため住宅需要が高まった頃に打ち出された抑制策は、もはや現在の状況に合っていないと判断され、今回の撤廃となりました。これにより不動産関連の株価は一時上昇し、市場への期待も高まりましたが、それも一時的なものという冷静な見方もあります。香港金融管理局（HKMA）は住宅ローン規定を緩和し、一部の住宅購入者は以前より少ない頭金で物件を購入できるようになりました。香港の不動産が、以前より手が届きやすくなったことを受け、新築物件への関心も高まっています。現在はその影響で中古物件の成約数が落ち込む事態となりました。

また政府は今後、高額所得者への課税を強化させます。個人の所得税は上限が15%でしたが、4月より2段階の税制が導入され、500万香港ドルまでの所得税は15%、それ以上は16%の税率となります。香港は所得税が低いことで知られていますが、今回は財政赤字の補填のため課税強化となりました。

香港は低税率で算出もシンプルなことが世界的に有名ですが、政府の重要な収入源となる税制について見てみましょう。

<給与所得税>

日本と同じく給与所得税です。香港において就業した場合の年間の収入に対して課税されます。標準税率と、段階的な累進税率(2~17%)があり、低い方の金額が採用されます。会社員であっても日本のように毎月の給与からの天引きではなく、年に一度、確定申告のような形で税務局へ申告します。日本と同様に年金も課税対象に含まれます。日本から長期出張や頻繁な出張で、1年の大半は香港にいるという人（外国籍）



の場合ですが、香港滞在が1年（12カ月）のうち183日以内であれば給与所得税の対象外となります。

<固定資産税>

固定資産税（Rates）は不動産の使用に対しての税金です。香港政府が毎年公表する推定賃貸価格に基づき、税率5%が課税されます。賃貸の場合など不動産の所有者と借り手が半分ずつ納税するのが一般的ですが、双方の協議によってはどちらか一方のみが全額を納税することも可能です。

<賭博税>

賭博税は、宝くじ（六合彩、マークシックス）、沙田やハッピーバレーの競馬、サッカーくじ、など香港内の合法的な賭博で得た収益に対して課税されます。宝くじの場合は25%、競馬は72.5~75%、サッカーくじは50%となっています。

<物品税>

ほとんどの輸入貨物に税金がかからない自由貿易港の香港ですが、「アルコール飲料」「たばこ」「ガソリン等の炭化水素油」「メチルアルコール」の4品目には物品税が課せられます。税金は税関に支払います。特に持ち込むことが多いと思われる、アルコール飲料は18歳以上の旅客1人当たり1リットル以内、アルコール度数が30%を超えるリキュール類には税率100%が課せられますので注意が必要です。たばこは紙巻たばこであれば19本まで、葉巻なら1本となっています。

<自動車初回登録税>

香港で自動車を所有する場合「自動車初回登録税」がかかります。税率は車両価格の46~132%です。ただし香港政府は環境へ配慮した電気自動車への乗り換えを促進しており、自家用車の初回登録税は減免措置が適用されています。

日本のような消費税が無く、所得税も低いので、香港政府の歳入が少ないと思いがちですが、政府の歳入

内訳をみると、事業所得税、給与所得税の他、投資収入、土地収入、印紙税、その他となっており、投資や土地収入も財源となっていることが伺えます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

現地法人の 2023 年期中年度業務、決算承認プロセス、及び進行期に影響する改正会社法上の変更点

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

4 月に入り、2023 年期中の年度業務の手続きが佳境を迎えた現地法人も多いと思います。また、複数の日本本社から現地法人の決算承認プロセスに関するご質問もあった為、個人所得税の確定申告を取り上げた先月号に続き、本稿では現地法人が行うべき年度業務や決算承認プロセスに関して、説明します。また 2024 年 7 月改正施行の会社法は 2023 期の決算には影響しませんが、進行中の今期以降が対象となる為、併せて変更点を説明します。

1. 年度業務手続き及びスケジュール

中国では会計法に則り、会計期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日に統一ⁱⁱされている為、翌年前半は決算承認や企業所得税の確定申告など、**下表 1** の通り、各種の手続きが集中します。項目ごとの詳細説明は、下述の通りです。

▶ 年度監査(=会計監査)／税務監査

現在、2020 年 1 月施行の外商投資法等の施行に伴い外資三法等が廃止され、会社法を準用するとの建付けです。結果として、外資三法下にて外商投資企業に必須とされた会計監査は、現行会社法ⁱⁱⁱでは“毎会計年度終了時に、財務会計報告を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない”(第 164 条)等と規定されており、改

【表 1】各種年度手続きのスケジュール



正会社法も同条項を踏襲しています。

更に実務的に見ても、会計監査により会計上の利益を確定後、企業所得税の確定申告を行います。確定申告後に過年度の配当可能利益が確定し、更に送金時には監査報告書の提示が求められます。また年度監査は(十分な監査手続きを実施する会計事務所であれば^{iv})現地法人の財務情報や会計処理の把握、適正性を確認でき、子会社管理の観点からも有用です。

従い、**上場／非上場、中外合弁か独資か、また単独出資者か否か等を問わず、改正施行後も外商投資企業に年度監査は実質的に必須**と考えます。

▶ 企業所得税の確定申告

企業所得税法等に基づく法定義務であり申告期限は 5 月 31 日です^v。会計上の利益から益金・損金を調整して税務上の課税所得を算出し、納税額/還付金額を申告します。この為、通常、会計監査により会計上の利益を確定後に、企業確定申告を行います。

この際、損金算入限度額(例: **下表 2**)等に留意すると共に、優遇措置の享受には“自主判断、(自主)申告享受、関連資料保存”^{vi}として、自主申告が求められる為、漏れの無い対応が必要です。

【表 2】損金算入限度額の例

- ✓ 従業員福利費支出: 賃金給与総額の 14%
- ✓ 従業員教育経費支出: 賃金給与総額の 2.5% (超過部分は以後の納税年度に繰越控除可能)
- ✓ 交際費: 発生額の 60% (但し当年度の売上(営業)収入の 0.5%を 超えない)
- ✓ 広告宣伝費: 原則、当年度の売上(営業)収入の 15% (超過部分は以後の納税年度に繰越控除可能)

➤ **連合年度報告**

外商投資企業は、中国政府の各行政機関（商務部（商務委員会）、統計局、税務総局、財政部（財政局）、外貨管理局、税関）に対し、前年度の経営状況、従業員数の変動を始めとする各種の会社情報の申告・報告が要求され、当該実施期間は1月1日～6月30日です。現在は、行政機関での手続きの効率化・簡素化の加速と連動し、企業信用情報システムに統合されています^{vii}。

➤ **決算承認／利益配当**

現行会社法、改正会社法共に、株主会（単独出資者は株主）が最高意思決定機関であり、決算承認も株主会の職権に含まれます。但し**日本とは異なり、決算承認を行うべき期限は特段設定されていません**。実務的には、**監査報告書が発行され会計上の利益が確定した段階で決算の承認や利益配当の決議を行い、その後、企業所得税の確定申告の完了後に配当送金を行う事例が多い**と思われる。

尚、改正施行後も建付けは特段変化しません。

しかし、株主会の職権には若干の変化があり、引き続き、**利益処分案や欠損補填案を審議、承認**しますが、改正会社法からは**“年度財務予算案及び決算案の審議、承認”が削除**され、株主会に固有の職権では無くなりました（**下表 3**）。

従い、改正会社法では当該事項を株主会にて決議する形も、**董事会に授權する形も、いずれも承認されることとなります**^{viii}。

2. **留意事項**

2023 年期の決算承認は現行会社法等に、そして進行中の 2024 年期は改正会社法等に依拠しますが、両者には若干、規定上の変化があるものの、実務的には大きな影響は生じ得ないと思われ

ます。従い、年度業務に関しては、現地法人側では期限内の正確な企業所得税の確定申告や年度報告等を肅々と完了し、本社側では子会社が適切な手続きを進行させているかの把握と共に、有効な子会社管理の一助として監査報告書を適時入手、確認し、必要に応じて、現地法人や監査人に確認、検証することも望ましいと考えます。

【表 3】株主会の職権の行使範囲

現行会社法(第 38 条)	改正会社法(第 59 条)
(1) 会社の経営方針及び投資計画の決定	(1) 董事、監事の選挙及び交代、董事、監事の報酬に関する事項の決定
(2) 従業員代表を務めていない董事及び監事の選出及び更迭、董事及び監事の報酬に関する事項の決定	(2) 董事会の報告の審議、承認
(3) 董事会の報告の審議、承認	(3) 監事会の報告の審議、承認
(4) 監事会又は監事の報告の審議、承認	(4) 会社の利益処分案又は欠損補填案の審議、承認
(5) 会社の年度財務予算案及び決算案の審議、承認	(5) 会社による登録資本の増加又は減資の決議
(6) 会社の利益配当案又は欠損補填案の審議、承認	(6) 社債発行の決議*
(7) 会社の登録資本金の増加又は減少の決議	(7) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態変更の決議
(8) 社債発行の決議	(8) 会社定款の変更
(9) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態変更の決議	(9) 会社定款に定めるその他の職権
(10) 会社定款の修正	
(11) 会社定款に定めるその他の職権	* 但し、株主会は董事会に社債発行の決議を授權可能

- i 改正会社法の原文は下記 URL を参照のこと。
URL: [中华人民共和国公司法 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ii 会計法(第 11 条)の原文は下記 URL の通り。
URL: [中华人民共和国会计法 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- iii 現行会社法の原文は下記 URL の通り。
URL: [中华人民共和国公司法 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- iv 現状、中国の会計監査の品質は不均一であり、適切な監査人による監査が望ましい。
監査報告書の特徴やチェックポイントを含み、下記 URL 等を参照願いたい。
URL: <https://myts.co.jp/newsletter/2021/04/10070/>
- v 企業所得税法(第 54 条)等を参照のこと。同法の原文は下記 URL の通り。
URL: [中华人民共和国企业所得税法\(主席令第六十三号\) 中华人民共和国中央人民政府门户网站 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)
- vi 詳細は原文・下記 URL を参照のこと。
URL: [国家税务总局政策法规库 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)
- vii 年度報告の詳細は、既往上海通信 2024 年 3 月号、JP マイツ通信 2022 年 6 月号等を参照願いたい。
またマイツグループのニュースレターは下記 URL を参照のこと。
URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)
- viii 董事会の職権(改正法第 67 条)のうち“定款規定又は株主会が授権するその他の職権”に基づく等による。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。